

# 埼玉県高等学校新聞連盟規約

第1条 本会は、埼玉県高等学校新聞連盟と称し、本部を理事長校に置く。

第2条 本会は、埼玉県内に於ける高等学校新聞の健全な発展向上に資し、相互の研究と資料の交換並びに、親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 県内に於ける高等学校新聞の発行機関の連絡を図ること。
- 2 高等学校新聞の編集発行に関する意見技術等の交換を行い、また研究等向上発展のための会合を開くこと。
- 3 高等学校新聞の内容充実に必要な資料、ニュースの交換、提供及び協力をする事。
- 4 その他、高等学校新聞の発行機関（新聞部・新聞委員会・出版委員会）をもって組織する。
- 5 埼玉県高等学校文化連盟に加入し、県内の高等学校における文化活動の健全な向上発展を図る。

第4条 本会は下記の役員を置き、選出方法及び任務は以下の如くとする。

- 1 会長 1名 理事会、指導委員会の推薦に基づいて総会において決定する。
- 2 副会長 1～2名 理事会、指導委員会の推薦に基づいて決定する。任務：会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。
- 3 指導委員 全加盟校の指導教官を指導委員とし、若干名の常任指導委員を置く。（会長・副会長・指導委員は現職の教官とする）
- 4 顧問 若干名 学識経験者のうちから指導委員にはかり、会長が委嘱する。
- 5 理事 各加盟校の代表1名とし、若干名の常任理事を置く。
- 6 理事長 1名 理事会において互選する。
- 7 副理事長 2名 理事会において互選する。
- 8 高文連の理事 若干名 会長、副会長、指導委員のうちから理事会において互選

する。

第5条 本会は下記の組織を設け、次の任務を持つ。

- 1 総会 全加盟校をもって組織し、本会が最高議決機関とする。
- 2 評議員会 指導委員をもって構成し、本会の運営を指導する。「常任指導委員会」は、指導委員会の委任によってその任務を代行する。
- 3 理事会 理事をもって構成し、総会の委任によって重要会務を執行する。「常任委員会」は、理事会の委任によってその任務を代行する。
- 4 本部 理事長校が本部となり、本会の会務執行の中心となる。

第6条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。役員は、任期満了後も後任者決定までその任にあたる。

第7条 本会の経費は、会費、寄附金・その他の収入をもってこれにあたる。会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。本会の会費は、年額3000円とする。

第8条 その他、本会の運営に必要な細則は別にこれをもって定める。

第9条 本規約の改正は、総会の議決による。

※ 平成4年6月15日 改正  
平成25年6月18日 一部改正

## 新聞連盟組織図

